二 企業内容等の開示に関する内閣府令 (昭和四十八年大蔵省令第五号)

とする。	十一 (略) - 一〜十 (略) - 一一〜十 (略) - 一一〜十 (略) - 一一〜十 (略) - 一〜十 (略) - 一一〜十 (略) - 一〜十 (もい) - 一〜十 (略) - 一〜十 (もい) -	第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各 第一(定義) (改正案
(新設)	号に定めるところによる。 号に定めるところによる。 号に定めるところによる。 号に定めるところによる。 一〜十 (略) 一〜十 (本) 一〜十 (本)	第一条 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各(定義)	現行

その買付けの申込みの勧誘を行う場合)第百九十九条の規定に基づいて当該株券の売付けの申込み又は一株券」当該株券の発行者が会社法(平成十七年法律第八十六号

申込みの勧誘を行う場合 本等に基づいて当該有価証券の売付けの申込み又はその買付けの 法令に基づいて当該有価証券の発行者が当該発行者の属する外国の 当該有価証券の発行者が当該発行者の属する外国の

(有価証券信託受益証券)

、次に掲げる事項とする。第一条の三 令第二条の三第三号に規定する内閣府令で定める事項は

一 (略)

を除く。)であること。

一である有価証券をいい、次に掲げるすべての要件を満たすもの一である有価証券の発行者が同一で、定義府令第十条の二第一項価証券(有価証券の発行者が同一で、定義府令第十条の二第一項 当該有価証券信託受益証券に係る受託有価証券が同一種類の有

-・ロ (略)

三~五 (略)

(届出を要しない有価証券の募集又は売出し)

第二条(略)

2 (略)

(有価証券信託受益証券)

、次に掲げる事項とする。 第一条の二 令第二条の三第三号に規定する内閣府令で定める事項は

一 (略)

イ・ロ (略)

三~五 (略)

(届出を要しない有価証券の募集又は売出し)

第二条 (略)

2 (略)

3 億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは 法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売出価額の総額が 次に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。 3

(略)

額の総額に、当該有価証券の発行される日以前六月以内に発行さ れた同種の新規発行証券 に該当することとなつた場合に限る。)に係る有価証券の発行価 金額が一億円以上となる場合における当該募集 募集(令第一条の六に規定する要件に該当することにより募集 ئ 第九条の二において同じ。)の発行価額の総額を合算した (同条に規定する同種の新規発行証券を

(新設)

四項 の総額を合算した金額が 令第一 る日以前一月以内に売付け勧誘等が行われた同種の既発行証券 条第四項に規定する売付け勧誘等をいう。 証券の売出価額の総額に、 により売出しに該当することとなつた場合に限る。 条の八の三に規定する同種の既発行証券をいう。 売出し 第九条の (令第一条の八の三に規定する要件に該当すること 一及び第十 一億円以上となる場合における当該売出 当該有価証券の売付け勧誘等 条の一 一において同じ。 以下同じ。)に係る有価 売出 第四条第 が行われ (法第) 価

四~八 略

社の代理人) (適格機関投資家向け勧誘が行われる有価証券の発行者たる外国会

> 億円未満の有価証券の募集又は売出しで内閣府令で定めるものは 次に掲げるもの以外の募集又は売出しとする。 法第四条第一項第五号に規定する発行価額又は売出価額の総額が

(略)

合算した金額が一億円以上となる場合における当該募集 行された同号に規定する同種の新規発行証券の発行価額の総額を 行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前六月以内に発 募集に該当することとなつた場合に限る。)に係る有価証券の発 募集 (令第一条の六第 一号で定める要件に該当することにより

四~八 略

社の代理人) (適格機関投資家向け勧誘が行われる有価証券の発行者たる外国

該外国会社を代理する権限を有するもの(次条において「発行者の(法第二十三条の十三第一項に規定する適格機関投資家向け勧誘を有する者であつて、当該有価証券の譲渡に関する行為につき、当投資家向け証券」という。以下同じ。)が適格機関投資家向け勧誘をにおいて「適格機関投資家向け勧誘をの二 その有価証券発行勧誘等(法第四条第二項に規定する有

(特定投資家向け有価証券から除かれる有価証券の範囲

代理人」という。)を定めなければならない。

(特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認の手続等)

はうな、。 の各号に掲げる書類を添えて、これを財務局長等に提出しなければが同項に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に次第二条の六 令第二条の十二の四第一項に規定する有価証券の発行者

·二 (略)

2 令第二条の十二の四第一項に規定する所有者の数は、次の各号に

行者の代理人」という。)を定めなければならない。 第二条の二 その有価証券発行勧誘等(法第四条第一項第四号に規定する適格機関投資家向け証券」という。)を発行する外国会社は、本邦内格機関投資家向け証券」という。)を発行する外国会社は、本邦内格機関投資家向け証券」という。)を発行する外国会社は、本邦内に住所を有する者であつて、当該有価証券の譲渡に関する行為につる機関投資家向に住所を有する者であつて、当該有価証券の譲渡に関する行為についる。以下同じ。)が適格機関投資家向第二条の二 その有価証券発行勧誘等(法第四条第一項第四号に規定

(特定投資家向け有価証券から除かれる有価証券の範囲

(特定投資家向け有価証券に該当しない旨の承認の手続等)

ならない。 の各号に掲げる書類を添えて、これを財務局長等に提出しなければの各号に掲げる書類を添えて、これを財務局長等に提出しなければが同項に規定する承認を受けようとする場合には、承認申請書に次第二条の六 令第二条の十二の二第一項に規定する有価証券の発行者

· 二 (略

2 今第二条の十二の二第一項に規定する所有者の数は、次の各号に

掲げる有価証券の区分に応じ、 した数とする。 当該各号に定めるところにより計算

(略)

3 (略)

同一種類の有価証券)

第 一条の八 当該各号に定める事項が同一である有価証券とする。 定義府令第十条の二第 法第四条第三項第三号に規定する内閣府令で定めるもの 一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ

(有価証券通知書

第四条

に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。 有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分

内国会社

(略)

決議があつた場合における当該取締役会の議事録 場合にあつては、 七十条の規定により取締役会の決議があつたものとみなされる 決議及び当該執行役の決定。以下同じ。)若しくは株主総会の る委任に基づく執行役の決定があつたときは、当該取締役会の 社において、会社法第四百十六条第四項の取締役会の決議によ 当該有価証券の発行につき取締役会の決議等(委員会設置会 当該場合に該当することを証する書面又は同 (同法第三百

> 掲げる有価証券の区分に応じ、 した数とする。 当該各号に定めるところにより計算

(略)

3 (略)

第 一条の八 (同一種類の有価証券) 法第四条第三項第三号に規定する内閣府令で定めるもの

は、 定義府令第十二条第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、

当該各号に定める事項が同一である有価証券とする。

(有価証券通知書

第四条

2 に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。 有価証券通知書には、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分

内国会社

イ 略)

口 取締役会の議事録 下同じ。)若しくは株主総会の決議があつた場合における当該 決議があつたものとみなされる場合にあつては、当該場合に該 あつたときは、当該取締役会の決議及び当該執行役の決定。以 条第四項の取締役会の決議による委任に基づく執行役の決定が 社において、会社法 当該有価証券の発行につき取締役会の決議等(委員会設置会 (同法第三百七十条の規定により取締役会の (平成十七年法律第八十六号) 第四百十六

画 同意があった場合には、 書面。以下同じ。)の写し又は優先出資法第六条第一項に規定 を含む。)。以下同じ。)の写し若しくは株主総会の議事録 行役の決定があつたことを証する書面 する行政庁の認可 ものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する 同法第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつた 法第四百十六条第四項の取締役会の決議による委任に基づく執 ことを証する書面 又はこれらに類する書面 (以下「行政庁の認可」という。) を受けた (会社法第三十二条に規定する発起人全員の 当該同意があつたことを知るに足る書 (当該取締役会の議事録

(略)

(略)

3

(略)

4 各号に掲げる者とする。 法第四条第六項ただし書に規定する内閣府令で定める者は、

掲げる者 当該有価証券の売出しに係る有価証券の所有者であつて、 次に

当該有価証券の発行者又は当該発行者の子会社

(会社法第)

項に規定する主要株主をいう。 条第三号に規定する子会社をいう。 おいて同じ。 一において同じ。 若しくは主要株主 以下この項及び第十一条の二に 以下この項及び第十一条の (法第 一十九条の四第一

口 当該有価証券の発行者の役員 (法第二十一条に規定する役員

庁の認可」という。)を受けたことを証する書面 優先出資法第六条第一項に規定する行政庁の認可(以下「行政 意があつたことを知るに足る書面)又はこれらに類する書面 十二条に規定する発起人全員の同意があつた場合には、 該場合に該当することを証する書面。以下同じ。)の写し又は により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当 し若しくは株主総会の議事録 る書面(当該取締役会の議事録を含む。)。以下同じ。)の写 会の決議による委任に基づく執行役の決定があつたことを証す 当することを証する書面又は同法第四百十六条第四項の取締役 (同法第三百十九条第一項の規定 (会社法第三

(略)

(略)

(略)

3

次の

(新設)

- 6 -

、当該同

及び第十一条の二において同じ。)起人(外国会社にあつては、発起人に相当する者。以下この項起人、外国会社にあつては、発起人に相当する者。以下この項及び第十一条の二において同じ。)又は発

- ハ 当該有価証券の発行者の子会社の役員又は発起人
- ニ イからハまでに掲げる者に類するもの
- 掲げる者のいずれかに該当するもの 「に係る引受人に該当する金融商品取引業者等であり、かつ、次に 三項に規定する取得勧誘をいう。以下同じ。)又は売付け勧誘等 三項に規定する取得勧誘をいう。以下同じ。)又は売付け勧誘等 に係る引受人に該当する金融商品取引業者等

|主要株主| | 主要株主| | 当該有価証券の売出しに係る有価証券の発行者の子会社又は

- 集団(法第五条第一項第二号に規定する企業集団をいう。第十二 当該有価証券の売出しに係る有価証券の発行者が属する企業
- · クダュニ曷ずら奇こ頁(500) 一条の二において同じ。)に属する者
- ハ イ及びロに掲げる者に類するもの

5

(略)

(開示が行われている場合)

げる場合とする。 第六条 法第四条第七項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲

当該有価証券と同一の発行に係る有価証券について既に行われ

4 (略)

(開示が行われている場合)

| 第六条 法第四条第七項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲

げる場合とする。

当該有価証券と同一の発行に係る有価証券について既に行われ

項ただし書の規定の適用を受けている者である場合を除く。)二第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める工第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める工第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める工第一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める工第一項各号に掲げる有価証券と同種の有価証券(定義府令第十条の

| 〜四 (略)

(少額募集等に該当する有価証券の募集又は売出し)

一・二 (略)

券の売出価額の総額に、当該有価証券の売付け勧誘等が行われるより売出しに該当することとなつた場合に限る。)に係る有価証ニの二 売出し(令第一条の八の三に定める要件に該当することに

ただし書の規定の適用を受けている者である場合を除く。) を生じている場合(当該有価証券の発行者が法第二十四条第一項において同じ。)について既に行われた募集若しくは売出しに関において同じ。)について既に行われた募集若しくは売出しに関係一項各号に掲げる有価証券の区分に応じ、当該各号に定める事第一項各号に掲げる有価証券と同種の有価証券(定義府令第十二条

一~四 (略)

(少額募集等に該当する有価証券の募集又は売出し)

一·二 (略)

合算した金額が五億円以上となる場合における当該募集 行された同号に規定する同種の新規発行証券の発行価額の総額を 行価額の総額に、当該有価証券の発行される日以前六月以内に発 事集(令第一条の六第一号で定める要件に該当することにより

(新設)

日以前 一月以内に売付け勧誘等が行われた同種の既発行 証券の売

該売出し 出価額の総額を合算した金額が 億円以上となる場合における当

四 • 五 (略)

(参照方式による有価証券届出書)

第九条の四 げる基準に該当する場合は、 項第二号に規定する内閣府令で定める基準のうち第五項第四号に掲 様式により有価証券届出書を作成することができる。 国会社にあつては第二号の三様式、 ようとするときに限る。)には、 たす者が、有価証券届出書を提出しようとする場合(法第五条第四 て準用する場合を含む。 法第五条第四項各号(これらの規定を法第二十七条にお 以下同じ。)に掲げるすべての要件を満 社債券に係る有価証券届出書を提出し 法第五条第四項の規定により、 外国会社にあつては第七号の三 内

各号のいずれかに掲げる基準とする。 法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、 次の

発行しており、 証券を除く。 店頭売買有価証券として登録されている株券(特定店頭売買有価 において「上場株券」という。)又は認可金融商品取引業協会に 所に上場されている株券(特定上場有価証券を除く。以下この項 有価証券届出書を提出しようとする者が、 以下この項において「店頭登録株券」という。 かつ、 次のいずれかの場合に該当すること。 本邦の金融商品取引

五.

兀 略

(参照方式による有価証券届出書)

第九条の四 げる基準に該当する場合は、 様式により有価証券届出書を作成することができる。 国会社にあつては第二号の三様式、 ようとするときに限る。)には、 項第二号に規定する内閣府令で定める基準のうち第五項第三号に掲 たす者が、有価証券届出書を提出しようとする場合(法第五条第四 いて準用する場合を含む。 法第五条第四項各号(これらの規定を法第二十七条にお 以下同じ。)に掲げるすべての要件を満 社債券に係る有価証券届出書を提出 法第五条第四項の規定により、 外国会社にあつては第七号の三

2 \ \ 4 略

5 各号のいずれかに掲げる基準とする。 法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準は、 次の

発行しており、 店頭売買有価証券として登録されている株券(特定店頭売買有価 において「上場株券」という。)又は認可金融商品取引業協会に 所に上場されている株券(特定上場有価証券を除く。以下この項 証券を除く。 有価証券届出書を提出しようとする者が、 以下この項において「店頭登録株券」という。 かつ、 次のいずれかの場合に該当すること。 本邦の金融商品取引

なつた日、店頭登録株券にあつては、同項第二号に掲げる有価 法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当することと という。)の合計を三で除して得た額をいう。 金額」という。)の合計を三で除して得た額が百億円以上であ 品取引業協会の発表する売買金額)以前三年間の金融商品市場における売買金額又は認可金融商 \mathcal{O} 価証券届出書の提出日の六月前の日から提出日の前日までの間 日である場合において、 じ。)が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前の いて同じ。 の発表する時価総額をいう。 応当日及び当該算定基準年の前々年の応当日における時価総額 る年(以下この項において「算定基準年」という。)の前年の 証券に該当することとなつた日をいう。 (金融商品市場における時価総額又は認可金融商品取引業協会 いずれかの日 上場日等 かつ、三年平均時価総額)が百億円以上であること (当該者の発行する株券が、上場株券にあつては、 (以下この項において「算定基準日」という。 当該者の発行済株券について、当該有 以下この号において「時価総額 (当該算定基準日、その日の属す (以下この号において「売買 以下この号において同 以下この項にお

ロ〜ニ (略)

券面総額が百億円以上であること。補書類を提出することにより発行し、又は交付された社債券の間にその募集又は売出しに係る有価証券届出書又は発行登録追問にその募集

こと。 この号において「時価総額」という。)の合計を三で除して得 又は認可金融商品取引業協会の発表する時価総額をいう。 なつた日、店頭登録株券にあつては、 法第二十四条第一項第一号に掲げる有価証券に該当することと た額をいう。 年の応当日における時価総額 基準年」という。)の前年の応当日及び当該算定基準年の前 該算定基準日、その日の属する年(以下この項において「算定 ける売買金額又は認可金融商品取引業協会の発表する売買金額 いて「算定基準日」という。)以前三年間の金融商品市場にお 価証券届出書の提出日前六月のいずれかの日(以下この項にお 日である場合において、当該者の発行済株券について、当該有 じ。)が当該有価証券届出書の提出日の三年六月前の日以前 証券に該当することとなつた日をいう。 して得た額が百億円以上であり、 (以下この号において「売買金額」という。) の合計を三で除 上場日等 (当該者の発行する株券が、上場株券にあつては、 以下この項において同じ。)が百億円以上である (金融商品市場における時価総額 かつ、三年平均時価総額 同項第二号に掲げる有価 以下この号において同

ロ〜ニ (略)

の指定格付機関により、当該者が既に発行した社債券又はそのこの項において「特定格付」という。)が付与され、かつ、他ずれかに金融庁長官が指定格付機関ごとに指定した格付(以下一の指定格付機関により、当該者が既に発行した社債券のい

へ (略)

二 (略)

| 一時時価総額を含む。)が千億円以上であること。 | 一時時価総額を含む。

。)。
四 第一号ホの場合に該当すること (前三号に該当する場合を除く

高にも、法第五条第四項第二号に規定する内閣府令で定める基準を 第九条の五 コマーシャル・ペーパーの発行価額又は売出しに係る有価証券届出書を提出しようとす 追補書類を提出することにより発行し、又は交付されたコマーシャル・ペーパーの募集又は売出しに係る有価証券届出書を提出しようとす 追補書類を提出することにより発行し、又は交付されたコマーシャル・ペーパーの発行価額又は売出しに係る有価証券届出書を提出しようとす でコマーシャル・ペーパーの発行者が当該コマーシャル・ペーパーの発行者が当該コマーシャル・ペーパーの発行者が当該コマーシャル・ペーパーに係る参照方式の利用適格要件の特例)

満たすものとする。

(これらの格付が公表されている場合に限る。)。 ようとする社債券のいずれかに特定格付が付与されていること募集若しくは売出しに関し法第四条第一項に規定する届出をし

(略)

一 (略)

(新設)

)。 第一号ホの場合に該当すること(前二号に該当する場合を除く

三

(コマーシャル・ペーパーに係る参照方式の利用適格要件の特例) 第九条の五 コマーシャル・ペーパーに複数の指定格付機関かる場合には、当該コマーシャル・ペーパーに複数の指定格付機関から金融庁長官が指定格付機関ごとに指定した格付が付与されているら金融庁長官が指定格付機関ごとに指定した格付が付与されているら金融庁長官が指定格付機関ごとに指定した格付が付与されているら金融庁長官が指定格付機関がである。

(目論見書の作成を要しない有価証券の売出し)

て準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、次第十一条の二 法第十三条第一項(法第二十三条の十二第二項におい

の各号に掲げる有価証券の売出しとする。

| 法第二条第四項に規定する有価証券の売出しに該当しないもの

有価証券の売出しに係る有価証券の所有者が次に掲げる者に該

当しない場合における当該有価証券の売出し

ロ 当該有価証券の発行者の役員又は発起人

当該有価証券の発行者の子会社の役員又は発起人

二 イからハまでに掲げる者に類するもの

売出しに係る引受人(法第二条第六項第一号に規定する行為を行三 有価証券の売出しを行う金融商品取引業者等が当該有価証券の

う者を除く。) に該当しない場合における当該有価証券の売出し

有価証券の売出しを行う金融商品取引業者等が当該有価証券と

兀

同種の既発行証券に係る取得勧誘又は売付け勧誘等に係る引受人

有価証券の売出しに該当せず、かつ、次に掲げる者に該当しない場合における当該

主要株主
一 当該有価証券の売出しに係る有価証券の発行者の子会社又は

ロ 当該有価証券の売出しに係る有価証券の発行者が属する企業

(目論見書の作成を要しない有価証券の売出し)

「て準用する場合を含む。)に規定する内閣府令で定めるものは、法第十一条の二 法第十三条第一項(法第二十三条の十二第二項におい

一条第四項に規定する有価証券の売出しに該当しないものとする

0

第

集団に属する者

イ及び口に掲げる者に類するもの

(訂正発行登録書の提出事由等)

閣府令で定める事情は、次に掲げる事情とする。十三条の四に規定するその内容を訂正する必要があるものとして内第十四条の五一提出した発行登録書及びその添付書類につき、法第二

(略)

| | 記載された発行残高の上限を減額しなければならない事情が生

じたこと。

2 三・四 (略)

として内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 載された事項のうち変更するための訂正を行うことができないもの3 法第二十三条の四の規定により発行登録書及びその添付書類に記

一発行予定額又は発行残高の上限の増額

二·三 (略)

(発行登録追補書類の提出を要しない有価証券)

(同条に規定する振替社債及び社債等振替法第百十七条において準る社債等振替法第六十六条(第一号を除く。)に規定する振替外債めるものは、振替外債(社債等振替法第百二十七条において準用す第十四条の九の二 令第三条の二の二第四号に規定する内閣府令で定

(訂正発行登録書の提出事由等)

閣府令で定める事情は、次に掲げる事情とする。十三条の四に規定するその内容を訂正する必要があるものとして内第十四条の五一提出した発行登録書及びその添付書類につき、法第二

(略)

(新設)

二,三 (略)

2

(略)

として内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 載された事項のうち変更するための訂正を行うことができないもの3 法第二十三条の四の規定により発行登録書及びその添付書類に記

一発行予定額の増額

二・三(略)

(発行登録追補書類の提出を要しない有価証券)

(同条に規定する振替社債及び社債等振替法第百十七条において準る社債等振替法第六十六条(第一号を除く。)に規定する振替外債めるものは、振替外債(社債等振替法第百二十七条において準用す第十四条の九の二 令第三条の二の二第四号に規定する内閣府令で定

四条の十六において「短期外債」という。)とする。

一で同じ。)のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの(第十社の社債の性質を有するものに限る。)をいう。以下この条においた規定する保険業法(平成七年法律第百五号)に規定する相互会用する社債等振替法第六十六条(同条第一号イからニまでを除く。

~四 (略)

(適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等)

第十四条の十四 法第二十三条の十三第一項(法第二十七条において) 第十四条の十四 法第二十三条の十三第一項(法第二十七条において) 第十四条の十四 法第二十三条の十三第一項(法第二十七条において) 第十四条の十四 法第二十三条の十三第一項(法第二十七条において) 第十四条の十四 法第二十三条の十三第一項(法第二十七条において) 第十四条の十四 法第二十三条の十三第一項(法第二十七条において) 第十四条の十四 法第二十三条の十三第一項(法第二十七条において)

- された条件の内容

 された条件の内容

 当該有価証券発行勧誘等に付

 対定する条件が付されている場合

 当該有価証券発行勧誘等に令第一条の四第一号ハに

 の
- 項に定める方式に従つた譲渡に関する制限が付されている場合三 当該有価証券に定義府令第十一条第一項又は第十三条の四第一

四条の十五の二において「短期外債」という。)とする。て同じ。)のうち、次に掲げる要件のすべてに該当するもの(第十社の社債の性質を有するものに限る。)をいう。以下この条においた規定する保険業法(平成七年法律第百五号)に規定する相互会用する社債等振替法第六十六条(同条第一号イからニまでを除く。

一~四 (略)

(適格機関投資家向け勧誘等に係る告知の内容等)

第十四条の十四 法第二十三条の十三第一項(法第二十七条において同地定する適格機関投資家をいう。第十四条の十六第二項において同時の申込みの勧誘を行う適格機関投資家(法第二条第三項第一号に対の申込みの勧誘を行う適格機関投資家(法第二条第三項第一号に対している。)とする。

- 区分に応じ当該各号に定める事項とする。 財定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の当することにより当該有価証券発行勧誘等に関し法第四条第一項の当該有価証券の有価証券発行勧誘等が適格機関投資家向け勧誘に該

当該制限の内容

項に定める要件に該当している場合 当該要件の内容 当該有価証券が定義府令第十一条第二項又は第十三条の四第二

活路による場合とする。活筋による場合とする。活筋により、一個、一

(特定投資家向け勧誘等に係る告知の方法等

第十四条の十四の二(略)

項は、次の各号に掲げる事項とする。 | 2 法第二十三条の十三第三項第一号に規定する内閣府令で定める事 | 9

二 (略)

誘等に、それぞれ令第一条の五の二第二項第一号ロ若しくは第二三 当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧

譲渡に関する制限が付されている場合
当該制限の内容

当該有価証券が定義府令第十一条第二項又は第三項に定める要

件に該当している場合 当該要件の内容

三

法第二十三条の十三第一項に規定する内閣府令で定める金額は、

億円とする。

3

(特定投資家向け勧誘等に係る告知の方法等)

第十四条の十四の二 (略)

- 文川所を独寄品片易(去第二条第十二頁こ見官ける文川項は、次の各号に掲げる事項とする。

その他の当該金融商品取引所の定める規則において定める方法取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所を介して行う方法に規定する売付け勧誘等をいう。以下同じ。)を行う場合 当該に規定する売付け勧誘等をいう。以下同じ。)において行う取引取引所金融商品市場(法第二条第十七項に規定する取引所金融取引所金融

二 (略)

誘等に、それぞれ令第一条の五の二第二項第一号ロ若しくは第二二 当該特定投資家向け取得勧誘又は当該特定投資家向け売付け勧

号ロ若しくは定義府令第十二条第一号ロ又は令第一条の八の二第 に規定する条件が付されている場合には、その内容 号ロ若しくは第一 一号ロ若しくは定義府令第十三条の六第 号口

四~六 (略)

3 (略

(少人数向け勧誘等に係る告知の内容等)

第十四条の十五 準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する内閣府令で 勧誘等又は有価証券交付勧誘等に関し法第四条第一項の規定による 少人数向け勧誘をいう。)に該当することにより当該有価証券発行 付勧誘等が少人数向け勧誘 定める事項は、 届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ 当該各号に定める事項とする。 当該有価証券の有価証券発行勧誘等又は有価証券交 法第二十三条の十三第四項 (法第二十三条の十三第四項に規定する (法第二十七条において

当該制限の内容 項に定める方式に従つた譲渡に関する制限が付されている場合 当該有価証券に定義府令第十三条第一項又は第十三条の七第

者の権利を制限するものの内容 る要件を満たしている場合 項若しくは第三項又は第十三条の七第 前号に掲げる場合のほか当該有価証券が定義府令第十三条第二 当該要件のうち当該有価証券の所有 |項若しくは第三項に定め

2 法第二十三条の十三第四項に規定する内閣府令で定める場合は、

> 号ロに規定する条件が付されている場合には、その内容 号ロ若しくは定義府令第十一条の三第一号ロ又は令第一条の八の 第 一号ロ若しくは第一 一号ロ若しくは定義府令第十三条の三第

四~六 略

3 (略

(少人数向け勧誘等に係る告知の内容等)

第十四条の十五 場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。 定める事項は、 準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する内閣府令で 誘 項の規定による届出が行われていないこと及び次の各号に掲げる に該当することにより当該有価証券発行勧誘等に関し法第四条第 (法第二十三条の十三第四項に規定する少人数向け勧誘をいう。 当該有価証券の有価証券発行勧誘等が少人数向け勧 法第二十三条の十三第四項 (法第二十七条において

譲渡に関する制限が付されている場合 当該有価証券に定義府令第十三条第一項に定める方式に従つた 当該制限の内容

当該有価証券の所有者の権利を制限するものの内容 項又は第三項に定める要件を満たしている場合 前号に掲げる場合のほか当該有価証券が定義府令第十三条第一 当該要件のうち

法第二十三条の十三第四項に規定する内閣府令で定める金額は、

2

渡価額の総額を合算した金額が け勧誘に係る当該有価証券と同 当該少人数向け勧誘に係る有価証券の発行価額又は譲渡価額の総額 当該少人数向け勧誘を行う日以前 種類の有価証券の発行価額又は譲 月以内に行われた少人数向

一億円未満となる場合とする。

(削る)

(少人数向け勧誘に係る告知を要しない有価証券)

第十四条の十六 のは、 短期外債とする。 令第三条の三第三号に規定する内閣府令で定めるも

億円とする。

(少人数向け勧誘に係る告知を要しない有価証券)

第十四条の十五の二 定めるものは、 短期外債とする。 令第三条の二の三第三号に規定する内閣府令で

件等) (海外発行証券等の売付けが条件付であることを要しないための要

2 第十四条の十六 府令で定める金額は、 使に際して払い込むべき金額の合計額を控除した額)とする。 る場合には、 準用する場合を含む。 法第二十三条の十四第 一億円から当該新株予約権証券に係る新株予約権の行 法第二十三条の十四第一 以下この条において同じ。 億円 項ただし書に規定する内閣府令で定める (当該有価証券が新株予約権証券であ 項 (法第二十七条において に規定する内閣

次の各号のすべてを満たすこととする。

要件は、

次のいずれかの場合に該当すること。

引所(本邦以外の地域において設立されている金融商品取引所 当該有価証券又は当該有価証券の発行会社 以下同じ。 以下この号及び第十九条の五第一項において同じ。 が既に発行した他の有価証券が外国金融商品取 (指定法人を含む

当該有価証券又は当該有価証券の発行会社が既に発行した他一門によづき、企業内容等に関する書類が開示されている場合に限る。)

の有価証券が店頭売買有価証券と同じ性質を有し、かつ、当該有価証券の売買が主として行われている国における流通状況が金融商品取引所に上場されている有価証券に準ずるものである金融商品取引所に上場されている有価証券に準ずるものである。)

類を開示している場合間ごとにイ又は口に定める企業内容等に関する書類に準じた書法令に基づき、当該有価証券の発行者が、当該法令の定める期へ、イ又は口に掲げる場合のほか当該有価証券の発行された国の

当該有価証券が、次に掲げるすべての要件を満たすこと。

資家以外の者に当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申助のに限る。以下この項において同じ。) 又は金融商品仲介業者(法第二条第十二項に規定する登録金融機関をいい、認可金融商品で。) 又は金融商品仲介業者(法第二条第十二項に規定する金融機関をいい、認可金融商品である。以下この項において同じ。)、登録金融機関(法書家以外の者に当該有価証券の売付けの申込み又は買付けの申込み又は買付けの申込み又は買付けの申込み又は買付けの申込み又は買付けの申込み又は買付けの申込み又は買付けの申込み又は買付けの申込み又は買付けの申込みでである。

とされていること。 証券の内容等を説明した文書を勧誘の相手方に交付すべきもの う場合には、 込みの勧誘 (以下この項において単に「勧誘」という。 認可金融商品取引業協会の規則に定める当該有価) を 行

説明した文書を交付すべきものとされていること。 可金融商品取引業協会の規則に定める当該有価証券の内容等を 録金融機関が当該委託をした者から請求を受けた場合には、 当該有価証券の保管の委託を受けた金融商品取引業者又は登 認

次のいずれかの場合に該当すること。

る場合 当該勧誘の相手方が金融商品取引業者又は登録金融機関であ

口

当該勧誘の相手方が適格機関投資家に該当し、

引業者又は非居住者に譲渡する場合以外にはその譲渡を行わな 価証券を買い付けた者がその買い付けた有価証券を金融商品取

場合を除く。 いことを約することを条件として勧誘を行う場合(イに掲げる

登録金融機関又は金

当該勧誘を行う者が金融商品取引業者、

3 法第二十三条の十四第二項 びロに該当する場合を除く。 託することを売付けの条件として、 その有価証券の保管を金融商品取引業者又は登録金融機関に委 融商品仲介業者であり、 かつ、 (法第二十七条において準用する場合 当該有価証券を買い付けた者が 当該勧誘を行う場合(イ及

に規定する内閣府令で定める内容は、

次に掲げるものと

- 19 -

かつ、

当該有

する。

| 法第二十三条の十四第一項に規定する条件の内容

い旨

書を交付したものとみなす。 提供することができる。この場合において、 掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。 使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に 付を受けるべき者 条において「文書交付者」という。)は、同号イ又はロに規定する 以下この条において「記載事項」という。)を電子情報処理組織を 文書の交付に代えて、第七項で定めるところにより、当該文書の交 の承諾を得て、 第二項第二号イ又はロに規定する文書を交付すべき者 同号イ又はロに規定する文書に記載すべき事項 (以下この条において「文書被交付者」という。 文書交付者は、 (以下この) により 当該文

う。以下この条において同じ。)を自己の管理する電子計算機 で付者若しくは文書被交付者の用に供する者をいう。以下この条 において同じ。)の使用に係る電子計算機と文書被交付者写 文書被交付者又は文書被交付者との契約により文書被交付者写 でオルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを文書被 でオルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを文書被 でオルをいる。以下この条

に備え置く者をいう。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機とを接続する電子計算機に備えられたファイルに 学ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、 文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに その旨を記録する方法) で書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに 大書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに で書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに で書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに で書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに で書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに で記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の に記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の に記録された記載事項を選

立書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の文書被交付者ででは、文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該文書被交付者の文書被交付者ファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文付者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文付者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文付者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文付者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文付者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文付者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文付者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文付者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文付者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文付者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文は、文書交付者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者のでは、文書を記録された。

調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法

5 前項各号に規定する方法は、次に規定する基準に適合するもので

一 文書被交付者が閲覧ファイル又は文書被交付者ファイルへの記なければならない。

録を出力することにより書面を作成できるものであること。

は、文書被交付者が
に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を文書被
で付者に対し通知するものであること。ただし、文書被交付者の使用
こがで付者に対し通知するものであること。ただし、文書被交付者の使用
こがで付者に対し通知するものであること。
とを確認したときはこの限りでな
さいます。

で付者に対し通知するものであること。
さいます。

で付者に対し通知するものであること。

さいます。

で付者に対しの限りでな

で付者に対し通知するものであること。

とを確認したときはこの限りでな

で付者に対し通知するものであること。

とを確認したときはこの限りでな

で付者に対し、文書被交付者の使用

に係る電子計算機に備えられた文書被交付者ファイルに記載事項を対

で付者に対し通知するものであること。

といることにより書面を作成できるものであること。

記録するものであること。
ファイルを閲覧するために必要な情報を文書被交付者ファイルに
三 前項第一号ニに規定する方法にあつては、文書被交付者が閲覧

ないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間(当該期間が終了い日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該記載事項

イルに記録された記載事項 イ 前項第一号ハに規定する方法については、文書被交付者ファ

ロ 前項第一号ニに規定する方法については、閲覧ファイルに記

録された記載事項

6 第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、文書交付者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接に係る電子計算機と、文書被交付者ファイルを備えた文書被交付者 第四項第一号の「電子情報処理組織」とは、文書交付者等の使用

げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法によるときは、あらかじめ、当該文書被交付者に対し、その用いる次に掲了、文書交付者は、第四項の規定により記載事項を提供しようとする

(有価証券の所有者の数から除かれる特定投資家の数

一 (略)

される者であることを当該発行者が知つている者を除く。)の数第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の顧客とみなする契約の種類に属する金融商品取引契約(法第三十四条に規定する強融商品取引業等に関する内閣府令第五十三条第一号に規定十一項第四号に掲げる者(当該者が一以上の金融商品取引業者等二 当該有価証券の発行者の株主名簿等に記載された法第二条第三二 当該有価証券の発行者の株主名簿等に記載された法第二条第三

当該有価証券の発行者の株主名簿等に記載された者

(当該者が

当該有価証券の発行者の株主名簿等に記載された者

(当該者が

承諾を得なければならない。

ファイルへの記録の方式第四項各号に規定する方法のうち文書交付者が使用するもの

(有価証券の所有者の数から除かれる特定投資家の数

規定する特定投資家の数は、次の各号に掲げる者の数を合計した数第十五条の四 令第三条の六第四項及び第四条の十一第五項第一号に

(略)

とする。

一一項第四号に掲げる者(当該者が一以上の金融商品取引業者等から金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)第五十三条第一号に規定する 全融商品取引契約をいう商品取引契約(法第三十四条に規定する 契約の種類に属する金融により特定投資家以外の顧客とみなされる者であることを当該発により特定投資家以外の顧客とみなされる者であることを当該発により特定投資家以外の顧客とみなされる者であることを当該発により特定投資家以外の顧客とみなされる者であることを当該発により特定投資家以外の顧客とみなされる者であることを当該発行者が知つている者を除く。)の数

引契約に関し、法第三十四条の三第四項 府令第五十三条第一号に規定する契約の種類に属する金融商品取 る者であることを当該発行者が知つている者に限る。)の数 項で準用する場合を含む。 以上の金融商品取引業者等から金融商品取引業等に関する内閣)の規定により特定投資家とみなされ (法第三十四条の四第六

(有価証券通知書等の提出先)

第 2 • 一十条 (略)

更に関する書類は、 これらの書類を提出する場合は 場合を含む。 する場合を含む。 の六第二項若しくは第二十四条の七第三項において準用し、 おいて準用し 正報告書又は法第二十三条の九第一 おいて準用する場合を含む。 れらの規定 れらの規定を法第二十四条の二第 前三項の規定により財務局長等に提出した書類に係る訂正又は変 一十四条の四の七第四項 金融庁長官による法第九条第一項若しくは第十条第 (法第二十四条の六第二項を除く。 の規定による訂正発行登録書の提出の命令に応じて 及びこれらの規定を法第 若しくは第二十三条の十第一項 当該財務局長等に提出しなければならない。 第 の規定による訂正届出書若しくは訂 金融庁長官に提出するものとする 一十四条の五第五項、 項、 項 (法第二十七条において準用 第二十四条の四の三第一項 一十七条におい)を法第二十七条に (同条第五項に 第 て準用する 項 一十四条 又はこ $\widehat{\Xi}$ た

> 以上の金融商品取引業者等から金融商品取引業等に関する内閣)の規定により特定投資家とみなされ (法第三十四条の四第四

(有価証券通知書等の提出先)

第 2 • 一十条 (略) (略)

更に関する書類は、 前三項の規定により財務局長等に提出した書類に係る訂正又は変 当該財務局長に提出しなければならない。

引契約に関し、法第三十四条の三第四項 項で準用する場合を含む。 府令第五十三条第一号に規定する契約の種類に属する金融商品取 る者であることを当該発行者が知つている者に限る。) の数

(目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法)

第 べき者(以下この条において 五項で定めるところにより、 で定める場合は、 いう。)の種類及び内容を示し、 一十三条の二 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令 (以下この条において「目論見書提供者」という。) において、 「目論見書」という。)に記載された事項を提供しようとする者 次項各号に掲げる方法 同意を得ている場合とする。 同項に規定する目論見書(以下この条において単 (以下この条において「電磁的方法. あらかじめ、 「目論見書被提供者」という。)に対 電磁的方法又は電話その他の方法 目論見書の交付を受ける _ と 第 第

2 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める方法

電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げるは、次に掲げる方法とする。

おいて同じ。)を自己の管理する電子計算機に備え置く者をい見書被提供者の用に供せられるファイルをいう。以下この条に供者との契約により目論見書被提供者ファイル(専ら当該目論機と目論見書被提供者等(目論見書被提供者又は目論見書被提供者の用に供する契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、担論見書提供者等(目論見書提供者又は目論見書提供者との

(目論見書の交付に係る情報通信の技術を利用する方法

は、次に掲げる方法とする。2 法第二十七条の三十の九第一項に規定する内閣府令で定める方法

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイからニまでに掲げる

もの

書提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにそ 旨の同意又は受けない旨の申出をする場合にあつては、 供者ファイルに記録する方法 う。 被提供者等の使用に係る電子計算機に備えられた目論見書被提 下この条において「記載事項」という。)を送信し、目論見書 接続する電気通信回線を通じて目論見書に記載された事項 の旨を記録する方法 以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機とを (電磁的方法による提供を受ける 目論見 以

口 を受ける旨の同意又は受けない旨の申出をする場合にあつては 算機に備えられた当該目論見書被提供者の目論見書被提供者フ 提供者の閲覧に供し、 アイルに当該記載事項を記録する方法 イルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて目論見書被 イルにその旨を記録する方法 目論見書提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファ 目論見書提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファ 目論見書被提供者等の使用に係る電子計 (電磁的方法による提供

(略)

(略)

3 なければならない。 前項各号に規定する方法は、 次に規定する基準に適合するもので

(略)

兀 に該当すること。 前項第一号ハ又はニに規定する方法にあつては、次のいずれ

に該当すること。

う。 旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、 供者ファイルに記録する方法 の旨を記録する方法 書提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにそ 被提供者等の使用に係る電子計算機に備えられた目論見書被提 下この条において「記載事項」という。)を送信し、目論見書 接続する電気通信回線を通じて目論見書に記載された事項 以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機とを (電磁的方法による提供を受ける 目論見

算機に備えられた当該目論見書被提供者の目論見書被提供者フ を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては アイルに当該記載事項を記録する方法 提供者の閲覧に供し、 イルにその旨を記録する方法 -ルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて目論見書被 目論見書提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファ 目論見書提供者等の使用に係る電子計算機に備えられたファ 目論見書被提供者等の使用に係る電子計 (電磁的方法による提供

口

略

(略)

3 なければならない。 前項各号に規定する方法は、 前項第一号ハ又は二に規定する方法にあつては、次のいずれ (略) 次に規定する基準に適合するもので

得て前項第一号イ、 提供者の同意 する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたとき の指図がある場合は、 する場合又は目論見書被提供者による当該記載事項に係る消去 に供している記載事項を書面により交付する場合、目論見書被 し又は改変することができないものであること。ただし、 か遅い日までの間。 当該目論見書の提供があつた時から五年間 当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれ (第一項に規定する方法による同意をいう。 ロ若しくは第一 口において同じ。)次に掲げる事項を消去 当該記載事項を消去することができる。 一号に掲げる方法により交付 (当該期間が終了 閲覧)を

(1)(2)略)

五. (略)

口

(略

4 • 5 (略)

6 被提供者から電磁的方法又は電話その他の方法により電磁的方法に 者に対し、 よる提供を受けない旨の申出があつたときは、 ただし、当該目論見書被提供者が再び同項の規定による同意をした 第一 項の規定による同意を得た目論見書提供者は、 この限りでない。 記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。 当該目論見書被提供 当該目論見書

ばならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法) (法第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなけれ

> イ は、 得て前項第一号イ、 する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたとき \mathcal{O} する場合又は目論見書被提供者による当該記載事項に係る消去 提供者の承諾 に供している記載事項を書面により交付する場合、目論見書被 し又は改変することができないものであること。ただし、 か遅い日までの間。 当該目論見書の提供があつた時から五年間 指図がある場合は、 当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれ (第一項に規定する方法による承諾をいう。 ロ若しくは第二号に掲げる方法により交付 口において同じ。)次に掲げる事項を消去 当該記載事項を消去することができる。 (当該期間が終了 閲覧

(1) (2) 略

口 略

略

五. (略)

4 5

6 限りでない 載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、 目論見書被提供者が再び同項の規定による承諾をした場合は、 けない旨の申出があつたときは、 被提供者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受 第一項の規定による承諾を得た目論見書提供者は、 当該目論見書被提供者に対し、 当該目論見書 この 当該 記

ばならない書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法 (法第二十三条の十三第二項又は第五項の規定により交付しなけれ

合の内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。2 法第二十七条の三十の九第二項において同条第一項を準用する場

電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるもの電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるもの意又は受けない旨の申出をする場合にあつては、文書交付者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて記載事項を使用に係る電子計算機とを接続する電子計算機と文書被交付者の使用に不可能を通じて記載事項をである方法のでは、文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法の方ちイ又は口に掲げるもの電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるもの電子情報処理組織を使用する方法の方ちイ又は口に掲げるものである。

記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲口 文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに

第二十三条の三 法第二十七条の三十の九第二項 四第一 場合の内閣府令で定める場合は、 得ている場合とする。 けるべき者(以下この条において「文書被交付者」という。)に対 いて、第五項で定めるところにより、 ようとする者(以下この条において「文書交付者」という。)にお すべき事項(以下この条において「記載事項」という。)を提供し おいて同じ。) において法第二十七条の三十の九第一項を準用する いう。)の種類及び内容を示し、 次項各号に掲げる方法(以下この条において「電磁的方法」と 一項の規定により交付しなければならない書面を除っ 書面又は電磁的方法による承諾 同条第二項に規定する書面に記載 あらかじめ、書面の交付を受 (法第二十三条の十 次項に

合の内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。2 法第二十七条の三十の九第二項において同条第一項を準用する場

電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるもの電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるもの電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるもの電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるもの電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるもの電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるもの電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるもの電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるもの電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるもの電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるものでは、

記録された記載事項を電気通信回線を通じて文書被交付者の閲口 文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに

ていにその旨を記録する方法) つては、文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファる提供を受ける旨の同意又は受けない旨の申出をする場合にある提供を受ける旨の同意又は受けない旨の申出をする場合にあいたファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法により)

二 (略)

3~5 (略)

文書被交付者が再び同項の規定による同意をした場合は、この限り載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該を受けない旨の申出があつたときは、当該文書被交付者に対し、記を受けない旨の申出があつたときは、当該文書被交付者による提供から電磁的方法又は電話その他の方法により電磁的方法による提供から電磁的方法による同意を得た文書交付者は、当該文書被交付者

イルにその旨を記録する方法)つては、文書交付者の使用に係る電子計算機に備えられたファる提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあれたファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法によ覧に供し、当該文書被交付者の使用に係る電子計算機に備えら

一 (略)

3~5 (略)

が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 の申出があつたときは、当該文書被交付者に対し、記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該文書被交付者に対し、記載事項の提供を受けない旨 第一項の規定による承諾を得た文書交付者は、当該文書被交付者

場合について準用する。 条の三十の九第一 同条第三項第三号、 書面の交付に係る情報通信の技術を利用する方法の規定の準用) に掲げられた取引を最後に行つた日以後」と読み替えるものとする 第四号中 しなければならない書面に限る。 (法第 一十三条の四 |十三条の十四第| 「当該目論見書の提供があつた時から」を 第 二項 一十三条の二の規定 第四号ロ及び第五号を除く。 (法第二十三条の十四第二項の規定により交付 この場合において、 一項の規定により交付しなければならない において同条第 (同条第二項第 第二十三条の は、 「当該記載事項 項を準用する 法第二十七 号二並びに 一第三項

(削る)

٥

○ 企業内容等の開示に関する内閣府令

改正案	現行		
第十一号様式	第十一号様式		
【表紙】 【発行登録番号】 【相以書籍】	【表紙】 【発行登録番号】	7V./~ 7V. NJ -\$-	
【提出書類】 発行登録書 【提出先】 財務(支)局長	【提出書類】 【提出先】	発行登録書 財務(支)局長	
【提出日】 平成 年 月 日	【提出日】	平成 年 月 日	
【会社名】(1)	【会社名】(1)	1790 1 73 F	
【英訳名】	【英訳名】		
【代表者の役職氏名】(2)	【代表者の役職氏名】 (2)		
【本店の所在の場所】	【本店の所在の場所】		
【電話番号】	【電話番号】		
【事務連絡者氏名】	【事務連絡者氏名】		
【最寄りの連絡場所】	【最寄りの連絡場所】	·	
	【電話番号】		
【事務連絡者氏名】	【事務連絡者氏名】	; 	
【発行登録の対象とした募集(売出) 有価証券の種類】 (3)	【発行登録の対象とした募集(売出) 有価証券の種類】(3)		
【発行予定期間】 (4) この発行登録書による発行登録の効力発	イ	 この発行登録書による発行登録の効力発	
生予定日(平成 年 月 日)から 年		生予定日(平成年月日)から年	
を経過する日(平成年月日)まで		を経過する日(平成年月日)まで	
【発行予定額又は発行残高の上限】 (5)	【発行予定額】(5)		
【安定操作に関する事項】(6)	【安定操作に関する事項】(6)		
【縦覧に供する場所】(7) <u>名称</u>	【縦覧に供する場所】(7)	<u>名称</u>	
		(所在地)_	
第一部~第三部(略)	第一部~第三部 (略)		
(記載上の注意)	(記載上の注意)		
$(1) \sim (4) (\text{B})$	(1) ~ (4) (略)		
(5) 発行予定額又は発行残高の上限	(5) 発行予定額	字している方無対光の発行無解力は吉山無解の必解されませ	
発行登録による募集又は売出しを予定している有価証券の発行価額又は売出価額 <u>について、「発行予</u> 定額」又は「発行残高の上限」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上限		定している有価証券の発行価額又は売出価額 <u>の総額を記載す</u>	
<u> </u>	<u>ること。</u>		
$\frac{6}{6}$ $\sim (10)$ (略)	(6) ~ (10) (略)		

1

	改正案	3	現 行
第十一号の二様式		第十一号の二様式	
【表紙】		【表紙】	
【発行登録番号】		【発行登録番号】	
【提出書類】	発行登録書	【提出書類】	発行登録書
【提出先】	財務(支)局長	【提出先】	財務(支)局長
【提出日】	平成 年 月 日	【提出日】	平成 年 月 日
【会社名】		【会社名】	
【英訳名】		【英訳名】	
【代表者の役職氏名】		【代表者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】		【本店の所在の場所】	
【電話番号】		【電話番号】	
【事務連絡者氏名】		【事務連絡者氏名】	
【最寄りの連絡場所】		【最寄りの連絡場所】	
【電話番号】		【電話番号】	
【事務連絡者氏名】		【事務連絡者氏名】	
【発行登録の対象とした募集(売出)		【発行登録の対象とした募集(売出)	
有価証券の種類】(1)		有価証券の種類】(1)	
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発	【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発
	生予定日(平成 年 月 日)から 年		生予定日(平成 年 月 日)から 年
	を経過する日(平成 年 月 日)まで		を経過する日(平成 年 月 日)まで
【発行予定額又は発行残高の上限】		【発行予定枠】	
【縦覧に供する場所】		【縦覧に供する場所】	<u>名称</u>
	(所在地)		(所在地)
第一部・第二部 (略)	_	第一部・第二部 (略)	_
(記載上の注意)		(記載上の注意)	
(略)		(略)	

改 正 案		玛	元
第十一号の二の二様式		第十一号の二の二様式	
【表紙】		【表紙】	
【発行登録番号】		【発行登録番号】	
【提出書類】	発行登録書	【提出書類】	発行登録書
【提出先】		【提出先】	財務(支)局長
【提出日】	平成 年 月 日	【提出日】	平成 年 月 日
【会社名】		【会社名】	
【英訳名】		【英訳名】	
【代表者の役職氏名】		【代表者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】		【本店の所在の場所】	
【電話番号】		【電話番号】	
【事務連絡者氏名】		【事務連絡者氏名】	
【最寄りの連絡場所】		【最寄りの連絡場所】	
【電話番号】		【電話番号】	
【事務連絡者氏名】		【事務連絡者氏名】	
【発行登録の対象とした募集(売出)		【発行登録の対象とした募集(売出)	
有価証券の種類】(1)		有価証券の種類】 (1)	
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発	【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発
	生予定日(平成 年 月 日)から 年		生予定日(平成 年 月 日)から 年
	を経過する日(平成 年 月 日)まで		を経過する日(平成 年 月 日)まで
【発行予定額又は発行残高の上限】(2)		<u>【発行限度額】(2)</u>	
【縦覧に供する場所】	<u>名称</u>	【縦覧に供する場所】	<u>名称</u>
	(所在地)		_(所在地)_
第一部・第二部(略)		第一部・第二部 (略)	
(記載上の注意)		(記載上の注意)	
次に掲げるものを除き、第十一号様式に	準じて記載すること。	次に掲げるものを除き、第十一号様式に	準じて記載すること。
(1) (略)		(1) (略)	
(2) 発行予定額又は発行残高の上限		(2) 発行限度額	
	予定している短期社債の発行価額又は売出価額について、「発行		しをすることができる短期社債の発行価額又は売出価額の総額
	いずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上	を記載すること。	
限額」の金額を記載すること。		(-)	
(3) (略)		(3) (略)	

经	正 案	現	行
第十一号の三様式		第十一号の三様式	
【表紙】 【提出書類】	訂正発行登録書	【表紙】 【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	財務(支)局長	【提出先】	財務(支)局長
【提出日】	平成 年 月 日	【提出日】	平成 年 月 日
【会社名】		【会社名】	
【代表者の役職氏名】(1)		【代表者の役職氏名】 (1)	
【本店の所在の場所】		【本店の所在の場所】	
【電話番号】		【電話番号】	
【事務連絡者氏名】		【事務連絡者氏名】	
【最寄りの連絡場所】		【最寄りの連絡場所】	
【電話番号】		【電話番号】	
【事務連絡者氏名】		【事務連絡者氏名】	
【発行登録の対象とした募集(売出)有価		【発行登録の対象とした募集(売出)有価	
証券の種類】		証券の種類】	
【発行登録書の提出日】	平成 年 月 日	【発行登録書の提出日】	平成 年 月 日
【発行登録書の効力発生日】	平成 年 月 日	【発行登録書の効力発生日】	平成 年 月 日
【発行登録書の有効期限】	平成 年 月 日	【発行登録書の有効期限】	平成 年 月 日
【発行登録番号】		【発行登録番号】	
【発行予定額又は発行残高の上限】	円	【発行予定額】	円
【発行残額又は発行残高】	円	【発行残額】	円
【効力停止期間】(2)	この訂正発行登録書の提出による発行登	【効力停止期間】 (2)	この訂正発行登録書の提出による発行登
	録の効力停止期間は、平成 年 月 日		録の効力停止期間は、平成年月日
	(提出日) から平成 年 月 日までで		(提出日) から平成 年 月 日までで
	ある。		ある。
【提出理由】(3)	 	【提出理由】(3)	
【縦覧に供する場所】(4)	<u>名称</u>	【縦覧に供する場所】(4)	<u>名称</u>
(きせ)しのとなり	(所在地)		(所在地)
(記載上の注意)		(記載上の注意)	
(1) • (2) (略)		(1) • (2) (略)	
(3) 提出理由 かのような アカリング	トフム、ひがての計工中伝え、計料・トフ	(3) 提出理由 ************************************	トフム、ルバスの主工中央と記事とフ
	けるか及びその訂正内容を記載する。		けるか及びその訂正内容を記載する。
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	シンプ - 平該発行予字類のされ 土発行八の一部な発行予字期間に発	. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
(D) <u>発生子が、 </u>	いて、当該発行予定額のうち未発行分の一部を発行予定期間に発	(D) <u>記載された</u> 発1」が定観のうら	☆光11月ッ 即で光111/足翔間に光119 る兄込みかなくなつに
-	合において、当該発行残高の上限を減額しなければならない事情	(新設)	
が生じたこと。	コパー4つとこく、 コ欧元1172月1271月271月126110日 しょけんりょうかい 宇宙	(A)(EX)	
(d) ~ (f) (略)		_(c)_~(e)_ (略)	
(4) · (5) (略)		(4) · (5) (略)	
(1) (0) (141)		(=/ (U) (MI)	

改正案	現 行
第十二号様式	第十二号様式
第十二号様式 【表紙】 【発行登録追補書類 【提出告】 一財務(支)局長 「提出日】 平成 年 月 日 【会社名】 「英訳名】 【代表者の役職氏名】 「本店の所在の場所】 【電話番号】 「電話番号】 【事務連絡者氏名】 「電話番号】 【整行登録の対象とした募集(売出)有価証券の種類】(1) 「今回の募集(売出)金額】(2) 【発行登録書の内容】(3) 「提出日 カカ発生日 年 月 日 有効期限 年 月 日 発行登録番号 年 月 日	第十二号様式 【表代登録追補書類 【提出書類】 発行登録追補書類 【提出日】 財務(支)局長 【提出日】 平成年月日 【会社名】 (代表者の役職氏名】 【英訳名】 (代表者の役職氏名】 【本店の所在の場所】 (電話番号】 【事務連絡者氏名】 (売出) 【整行登録の対象とした募集(売出) (売出) 有価証券の種類】(1) (1) 【今回の募集(売出)金額】(2) (表行登録書の内容】(3) 提出日 年月日 効力発生日 年月日 有効期限 年月日 発行登録番号 年月日
発行予定額 <u>又は発行残高の上限</u> (円)	発行予定額(円) 【これまでの募集(売出)実績】(4)
【これまでの募集(売出) 実績】(4) (発行予定額を記載した場合) 番号 提出年月日 募集(売出)金額(円) 減額による訂正年月日 減額金額(円)	番号 提出年月日 募集(売出)金額(円) 減額による訂正年月日 減額金額(円)
実績合計額(円) 減額総額(円) 【残額】(発行予定額-実績合計額-減額総額) 円 (発行残高の上限を記載した場合)	実績合計額(円) 減額総額(円) 【残額】(5)(発行予定額-実績合計額-減額総額) 円
番号 提出年月日 <u>募集(売出)</u> 金額(円) <u>償還年月日 (円) </u> <u>作月日 減額による訂正 (円) </u> <u>海額金額(円) </u> <u>実績合計額(円) </u> <u>償還総額(円) </u> <u>減額総額(円) </u> <u>減額総額(円) </u> 【残高】 (発行残高の上限-実績合計額+償還総額-減額総額) 円 【安定操作に関する事項】	【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】(5)

名称

(所在地)

第一部 (略)

第二部【公開買付けに関する情報】(6)

第1~第3 (略)

第三部【参照情報】(7)

第1~第3 (略)

第四部【保証会社等の情報】(8)

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書(当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。)において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。

- (1) (2) (略)
- (3) 発行登録書の内容

a · b (略)

- c 「発行予定額<u>又は発行残高の上限</u>」欄には、発行登録書に記載された発行予定額<u>又は発行残高</u>の上限を記載すること。
- (4) これまでの募集(売出)実績
 - <u>a</u> 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、 以下のとおり記載すること。
 - (a) 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。
 - (b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のう ちの未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額 を記載すること
 - (c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した 場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額(発行価額又 は売出価額の総額の合計額)を差し引いた金額を記載すること。
 - <u>b</u> 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。
 - <u>(a)</u> 「番号」欄には、aの(a) に準じて記載すること。
 - (b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限 を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。
 - (c) 「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の発行価額の総額を加算した金額を記載すること。

(削る)

 $(5) \sim (8)$ (略)

【縦覧に供する場所】 (6)

名称

(所在地)

第一部 (略)

第二部【公開買付けに関する情報】(7)

第1~第3 (略)

第三部【参照情報】(8)

第1~第3 (略)

第四部【保証会社等の情報】(9)

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第二号様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書(当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。)において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。

- (1) (2) (略)
- (3) 発行登録書の内容

a · b (略)

c 「発行予定額」欄には、発行登録書に記載された発行予定額を記載すること。

- (4) これまでの募集(売出)実績
 - <u>a</u> 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補 書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通 知書である場合には、その旨注記すること。
 - b 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうちの未 発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載する こと。

(5) 残額

「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合に おける当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引いた金額を記載 すること。

(6) \sim (9) (略)

改 正 案	現行
第十三号様式	第十三号様式
(表紙) 【接紙】 【発行登録通知書番号】 【提出書類】	(表紙) 【表紙】 【発行登録通知書番号】 【提出書類】
【今回の募集(売出)金額】(2)	【今回の募集(売出)金額】(2)
【発行登録書の内容】 (3)	【発行登録書の内容】 (3)
提出日 年 月 日	提出日 年 月 日 効力発生日 年 月 日
効力発生日 年 月 日 有効期限 年 月 日	効力発生日 年 月 日 有効期限 年 月 日
発行登録番号	発行登録番号 中 万 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
発行予定額又は発行残高の上限(円)	発行予定額(円)
【これまでの募集 (売出) 実績】 (4)	【これまでの募集 (売出) 実績】 (4)
(発行予定額を記載した場合)	
番 号 提出年月日 募集 (売出)金額 (円) 減額による訂正年月日 減額金額 (円)	番号 提出年月日 募集(売出)金額(円) 減額による訂正年月日 減額金額(円)
	実績合計額(円) 減額総額(円)
実績合計額(円) 減額総額(円)	【残額】 (5) (発行予定額-実績合計額-減額総額) 円
【残額】(発行予定額-実績合計額-減額総額)	1/ABA (9) (2013) ACBA ZAMANICHA)
(発行残高の上限を記載した場合)	
番号 提出年月日 募集(売出) 金額(円) 償還年月日 償還金額 (円) 減額による訂正 年月日 減額金額(円)	
実績合計額(円) 償還総額(円) 減額総額(円)	
【残高】 (発行残高の上限ー実績合計額+償還総額-減額総額) 円	
1~4 (略)	$1 \sim 4$ (略)

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第一号様式に準じて記載すること。

- (1) · (2) (略)
- (3) 発行登録書の内容
 - a · b (略)
 - c 「発行予定額<u>又は発行残高の上限</u>」欄には、発行登録書に記載された発行予定額<u>又は発行残高</u>の上限を記載すること。
- (4) これまでの募集(売出)実績
 - <u>a</u> 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、 以下のとおり記載すること。
 - (a) 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。
 - (b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のう ちの未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額 を記載すること。
 - (c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した 場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額(発行価額又 は売出価額の総額の合計額)を差し引いた金額を記載すること。
 - <u>b</u> 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。
 - (a) 「番号」欄には、aの(a)に準じて記載すること。
 - (b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限 を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。
 - (c) 「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額 した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し 引き、既に償還された分の発行価額の総額を加算した金額を記載すること。

(削る)

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第一号様式に準じて記載すること。

- (1) (2) (略)
- (3) 発行登録書の内容
 - a · b (略)
 - c 「発行予定額」欄には、発行登録書に記載された発行予定額を記載すること。
- (4) これまでの募集(売出)実績
 - a 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補 書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通 知書である場合には、その旨注記すること。
 - b 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうちの未 発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載する こと。

(5) 残額

「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合 における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引いた金額を記 載すること。

改 正 案		玛	行
第十四号様式		第十四号様式	
【表紙】		【表紙】	
【発行登録番号】		【発行登録番号】	
【提出書類】	発行登録書	【提出書類】	発行登録書
【提出先】	関東財務局長	【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成 年 月 日	【提出日】	平成 年 月 日
【会社名】		【会社名】	
【英訳名】		【英訳名】	
【代表者の役職氏名】 (2)		【代表者の役職氏名】 (2)	
【本店の所在の場所】		【本店の所在の場所】	
【代理人の氏名又は名称】		【代理人の氏名又は名称】	
【代理人の住所又は所在地】		【代理人の住所又は所在地】	
【電話番号】		【電話番号】	
【事務連絡者氏名】		【事務連絡者氏名】	
【連絡場所】		【連絡場所】	
【電話番号】		【電話番号】	
【発行登録の対象とした募集(売出)		【発行登録の対象とした募集(売出)	
有価証券の種類】(3)		有価証券の種類】(3)	
【発行予定期間】(4)		【発行予定期間】(4)	この発行登録書による発行登録の効力発
	生予定日(平成 年 月 日)から 年		生予定日(平成 年 月 日)から 年
	を経過する日(平成 年 月 日)まで		を経過する日(平成 年 月 日)まで
【発行予定額又は発行残高の上限】(5)		【発行予定額】(5)	
【安定操作に関する事項】(6)		【安定操作に関する事項】(6)	
【縦覧に供する場所】(7)		【縦覧に供する場所】(7)	
	 (所在地)		(所在地)
第一部~第三部 (略)		第一部~第三部 (略)	
(記載上の注意)		(記載上の注意)	
$(1) \sim (4)$ (略)		$(1) \sim (4)$ (略)	
(5) 発行予定額又は発行残高の上限		(5) 発行予定額	
	予定している有価証券の発行価額又は売出価額について、「発行	. ,	予定している有価証券の発行価額又は売出価額の総額を記載す
	ずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」又は「上	ること。	
限額」の金額を記載すること。			
(6) ~ (10) (略)		(6) ~ (10) (略)	

Ę	数 正 案				現	L	行		
第十四号の二様式					第十四号の二様式				
【表紙】 【提出書類】 【提出告】 【提出日】 【会社名】 【代表者の役職氏名】 【本店の所在の場所】 【作理人の氏名又は名称】 【代理人の住所又は所在地】 【電話番号】 【事務連絡者氏名】 【連絡場所】 【電話番号】 【連絡場所】 【電話番号】	訂正発行登録書 関東財務局長 平成 年 月 日				【表紙】 【提出書類】 【提出日】 【会社名】 【代表者の役職氏名】 【本店の所在の場所】 【代理人の氏名又は名称】 【代理人の任所又は所在地】 【電話番号】 【事務連絡者氏名】 【連絡場所】 【電話番号】 【連絡場所】 【電話番号】	関項平向	E発行登録書 東財務局長 戊 年 月 日		
証券の種類】 【発行登録書の内容】					証券の種類】 【発行登録書の内容】				
提出日	年	月	日		提出日		年	月	日
効力発生日	年	月	日		効力発生日		年	月	日
有効期限	年	月	日		有効期限		年	月	日
発行登録番号					発行登録番号				
発行予定額 <u>又は発行残高の上限</u>					発行予定額				
残額又は残高					残額				
【効力停止期間】	この訂正発行登録書の提出 平成 年 月 日(提出日				【効力停止期間】				
【提出理由】 【縦覧に供する場所】				. = 0	【提出理由】 【縦覧に供する場所】	 名利		'	-
(記載上の注意) (略)					(記載上の注意) (略)				

改正	案	瑪	行
第十四号の四様式		第十四号の四様式	
【表紙】 【発行登録番号】 【提出書類】 【提出先】 【提出日】 【会社名】 【代表者の役職氏名】 【本店の所在の場所】 【代理人の氏名又は名称】 【代理人の住所又は所在地】	発行登録書 関東財務局長 平成年月日 ————————————————————————————————————	【表紙】 【発行登録番号】 【提出書類】 【提出先】 【提出日】 【会社名】 【代表者の役職氏名】 【作表者の役職氏名】 【本店の所在の場所】 【代理人の氏名又は名称】 【代理人の住所又は所在地】	発行登録書 関東財務局長 平成 年 月 日
【電話番号】 【事務連絡者氏名】 【連絡場所】 【電話番号】 【発行登録の対象とした募集(売出) 有価証券の種類】(1)		【電話番号】 【事務連絡者氏名】 【連絡場所】 【電話番号】 【発行登録の対象とした募集(売出) 有価証券の種類】(1)	
【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発 生予定日(平成 年 月 日)から 年 を経過する日(平成 年 月 日)まで	【発行予定期間】	この発行登録書による発行登録の効力発 生予定日(平成 年 月 日)から 年 を経過する日(平成 年 月 日)まで
【発行予定額又は発行残高の上限】(2) 【縦覧に供する場所】	<u>名称</u> <u>(所在地)</u>	【発行限度額】(2) 【縦覧に供する場所】	<u>名称</u> <u>(所在地)</u>
	しすることができる短期外債の <u>発行価額又は売出価額について、</u> 艮」のいずれの記載を選択したかを記載した上で、その「総額」	第一部・第二部 (略) (記載上の注意) 次に掲げるものを除き、第十四号様式に (1) (略) (2) <u>発行限度額</u> 本発行登録に基づき募集又は売出	準じて記載すること。 しをすることができる短期外債の <u>上限額を記載すること。</u>
(3) (略)		(3) (略)	

改正案	現行
第十五号様式	第十五号様式
 第十五号様式 【表行登録追補書類番号】 【提出書類】 【提出日】 (提出日】 (会社名】 【代表者の役職氏名】 【本店の所在の場所】 【代理人の氏名又は名称】 【代理人の住所又は所在地】 【電話番号】 【事務連絡者氏名】 【連絡場所】 【電話番号】 【発行登録の対象とした募集(売出) 有価証券の種類】(1) 【今回の募集(売出)金額】(2) 【発行登録書の内容】(3) 提出日 カカ発生日 有 カ期限 年 月 日 有効期限 年 月 日 	 第十五号様式 【表紙】 【発行登録追補書類番号】 【提出書類】 【提出日】 (会社名】 【代表者の役職氏名】 本店の所在の場所】 【代理人の氏名又は名称】 【代理人の住所又は所在地】 電話番号】 【事務連絡者氏名】 「連絡場所】 「連絡場所】 「連絡場所】 「連絡場所】 「連絡場所】 「連絡場所】 「連絡場所】 「連絡場所】 「連絡場所】 「連絡場所」 「連絡場所」 「連絡場所」 「連絡場所」 「連絡場所」 「連絡場所」 「連絡場所」 「車名の対象とした募集(売出) 有価証券の種類】(1) 【今回の募集(売出)金額】(2) 【発行登録書の内容】(3) 提出日 カカ発生日 有 カ期限 年 月 日 有効期限 年 月 日 有効期限 年 月 日 有効期限 年 月 日
発行予定額 又は発行残高の上限 【これまでの募集(売出) 実績】 (4)	発行予定額 【これまでの募集(売出)実績】(4)
<u>【これまでの券集(元出) 美額】 (4)</u> (発行予定額を記載した場合)	番号 提出年月日 募集(売出)金額 減額による訂正年月日 減額金額
番号 提出年月日 募集(売出)金額 減額による訂正年月日 減額金額 実績合計額 減額総額	<u> </u>
【残額】(発行予定額-実績合計額-減額総額)	
(発行残高の上限を記載した場合)	
番号 提出年月日 募集 (売出) 金額 償還年月日 償還金額 減額による訂正 年月日 実績合計額 償還総額 減額総額 【残高】 (発行残高の上限-実績合計額+償還総額-減額総額)	
【安定操作に関する事項】	【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】(5)

名称

(所在地)

第一部 (略)

第二部【公開買付けに関する情報】(6)

第1~第3 (略)

第三部【参照情報】(7)

第1~第3 (略)

第四部【保証会社等の情報】(8)

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第七号様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書(当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。)において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。

- (1) · (2) (略)
- (3) 発行登録書の内容
 - a · b (略)
 - c 「発行予定額<u>又は発行残高の上限</u>」欄には、発行登録書に記載された発行予定額<u>又は発行残高</u> の上限を記載すること。
- (4) これまでの募集(売出)実績
 - <u>a</u> 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、 以下のとおり記載すること。
 - (a) 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。
 - (b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうちの未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。
 - (c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した 場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額(発行価額 又は売出価額の総額の合計額)を差し引いた金額を記載すること。

なお、発行予定額を表示する通貨と当該発行登録に係る有価証券を取得させ、又は売り付けた際の当該有価証券を表示する通貨が異なる場合の残額の計算方法については、当該有価証券の発行価額又は売出価額の総額を払込期日における外国為替相場の終値により発行予定額を表示する通貨に換算した金額を、当該発行予定額から控除するものとする。

- <u>b</u> 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。
- (a) 「番号」欄には、aの(a)に準じて記載すること。
- (b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限 を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。
- (c) 「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の発行価額の総額を加算した金額を記載すること。

なお、発行残高の上限を表示する通貨と当該発行登録に係る有価証券を取得させ、又は売り付けた際の当該有価証券を表示する通貨が異なる場合の残高の計算方法については、当該有価証券の発行価額又は売出価額の総額を払込期日における外国為替相場の終値により発行残高を表示する通貨に換算した金額を、当該発行残高の上限から控除するものとする。

(削る)

【縦覧に供する場所】<u>(6)</u>

<u>名称</u>

(所在地)

第一部 (略)

第二部【公開買付けに関する情報】(7)

第1~第3 (略)

第三部【参照情報】(8)

第1~第3 (略)

第四部【保証会社等の情報】(9)

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第七号様式に準じて記載すること。ただし、今回の募集又は売出しに係る発行登録書(当該発行登録書の訂正発行登録書を含む。)において記載されている事項と同一内容のものについては、当該事項の記載を省略することができる。

- (1) (2) (略)
- (3) 発行登録書の内容
 - a · b (略)
 - c 「発行予定額」欄には、発行登録書に記載された発行予定額を記載すること。
- (4) これまでの募集(売出)実績
 - a 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補 書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通 知書である場合には、その旨注記すること。
 - b 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうちの未 発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載する こと。

(5) 残額

「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引いた金額を記載す

	ること。なお、発行予定額を表示する通貨と当該発行登録に係る有価証券を取得させ、又は売り付けた際の当該有価証券を表示する通貨が異なる場合の残額の計算方法については、当該有価証券の発行価額又は売出価額の総額を払込期日における外国為替相場の終値により発行予定額を表示する通貨に換算した金額を、当該発行予定額から控除するものとする。
<u>(6)</u> ~ <u>(9)</u> (略)	(6) \sim (9) (略)

改正案		現	行	
第十六号様式		第十六号様式		
【提出先】	(録通知書	【提出先】	登録通知書 財務局長 年 月 日	
提出日	年 月 日	提出日	年 月 日	
効力発生日	年 月 日	効力発生日	年 月 日	
有効期限	年 月 日	有効期限	年 月 日	
発行登録番号		発行登録番号		
発行予定額 <u>又は発行残高の上限</u>		発行予定額		
【これまでの募集(売出) 実績】(4) (発行予定額を記載した場合)		【これまでの募集(売出)実績】(4) 	☆ 減額による訂正年 シャシ	
番号 提出年月日 募集(売出)金	減額による訂正年 月日 減額金額	番号 提出年月日 募集(売出)	金額 月日 減	額金額(円)
実績合計額	減額総額	<u>実績合計額</u> 【残額】(5)(発行予定額-実績合計額-減額総	<u>減額総額</u> 額)	
【残額】 (発行予定額-実績合計額-減額総額) (発行残高の上限を記載した場合)				
番号 提出年月日 募集(売出) 償還年月日 金額 償還年月日 実績合計額 償還総額	<u>償還金額</u> <u>減額による訂正</u> <u>減額金額</u> <u>年月日</u> <u>減額金額</u>			
【残高】 (発行残高の上限-実績合計額+償還総額-減額総額) 1~4 (略)		$1 \sim 4$ (略)		

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第六号様式に準じて記載すること。

- (1) (2) (略)
- (3) 発行登録書の内容
 - a · b (略)
 - c 「発行予定額<u>又は発行残高の上限</u>」欄には、発行登録書に記載された発行予定額<u>又は発行残高</u> の上限を記載すること。
- (4) これまでの募集(売出)実績
 - <u>a</u> 発行登録書に「発行予定額」を記載した場合には、「発行予定額を記載した場合」の欄を設けて、 以下のとおり記載すること。
 - (a) 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。
 - (b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のう ちの未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額 を記載すること。
 - (c) 「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額(発行価額又は売出価額の総額の合計額)を差し引いた金額を記載すること。

なお、発行予定額を表示する通貨と当該発行登録に係る有価証券を取得させ、又は売り付けた際の当該有価証券を表示する通貨が異なる場合の残額の計算方法については、当該有価証券の発行価額又は売出価額の総額を払込期日における外国為替相場の終値により発行予定額を表示する通貨に換算した金額を、当該発行予定額から控除するものとする。

- <u>b</u> 発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。
 - (a) 「番号」欄には、aの(a)に準じて記載すること。
 - (b) 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限 を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。
 - (c) 「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の発行価額の総額を加算した金額を記載すること。

なお、発行残高の上限を表示する通貨と当該発行登録に係る有価証券を取得させ、又は売り付けた際の当該有価証券を表示する通貨が異なる場合の残高の計算方法については、当該有価証券の発行価額又は売出価額の総額を払込期日における外国為替相場の終値により発行残高を表示する通貨に換算した金額を、当該発行残高の上限から控除するものとする。

(削る)

(記載上の注意)

次に掲げるものを除き、第六号様式に準じて記載すること。

- (1) · (2) (略)
- (3) 発行登録書の内容
 - a · b (略)
 - c 「発行予定額」欄には、発行登録書に記載された発行予定額を記載すること。
- (4) これまでの募集(売出)実績
 - a 「番号」欄には、今回の募集又は売出しに係る発行登録において、既に提出された発行登録追補書類又は発行登録通知書に付された番号を記載すること。なお、既に提出された書類が発行登録通知書である場合には、その旨注記すること。
 - b 「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のう ちの未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額 を記載すること。

(5) 残額

「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した 場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引いた 金額を記載すること。なお、発行予定額を表示する通貨と当該発行登録に係る有価証券を取得させ、 又は売り付けた際の当該有価証券を表示する通貨が異なる場合の残額の計算方法については、当該有 価証券の発行価額又は売出価額の総額を払込期日における外国為替相場の終値により発行予定額を 表示する通貨に換算した金額を、当該発行予定額から控除するものとする。